



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第2号

目次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県消防学校管理規則の一部を改正する規則 (一九・統 括 本 部) 二
- ◎佐賀県自治修習所設置規則の一部を改正する規則 (二〇・ ") 二
- ◎佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則 (二一・健康福祉本部) 三
- ◎生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (二二・地 域 福 祉 課) 三
- ◎佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則 (二三・母子保健福祉課) 三
- ◎佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規 則 (二四・障 害 福 祉 課) 三
- ◎佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則 (二五・ ") 四
- ◎佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正す る規則 (二六・農林水産商工本部) 五
- ◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (二七・建 築 住 宅 課) 六
- ◎佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規 則 (二八・職 員 課) 二〇
- ◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に 関する規則の一部を改正する規則 (二九・市 町 村 課) 三

公布された規則のあらまし

○佐賀県消防学校管理規則の一部を改正する規則 (規則第一九号)

1 課長は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができることとした。(第七条関係)

- 2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県自治修習所設置規則の一部を改正する規則 (規則第二〇号)
- 1 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができることとした。(第八条関係)
- 2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則 (規則第二一号)
- 1 地域保健福祉協議会が地域医療協議会に変更となることに伴い、企画経営課の分掌事務を改めることとした。(第三条関係)
- 2 地方自治法が改正され、事務吏員及び技術吏員の区分が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第四条関係)
- 3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (規則第二二号)
- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正及び結核予防法の廃止に伴い、引用法令等を改めることとした。(様式第一四号関係)
- 2 地方自治法が改正され、吏員及びその他の職員の区分が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(様式第三二二号関係)
- 3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則 (規則第二三号)
- 1 佐賀県立虹の松原学園内に新たに唐津市立浜玉中学校及び浜崎小学校の分校が設置されることに伴い、総務課及び指導課の事務分掌から学校教育に係る事務を削除することとした。(第三条関係)
- 2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第二四号)
- 1 学校教育法の改正に伴い、養護学校を特別支援学校に、特殊学級を特別支援学級に改めることとした。(様式第二八号関係)
- 2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則(規則第二五号)

- 1 相談課、判定課及び療育課の分掌事務を改めることとした。(第四条関係)
- 2 指定管理者の申請の方法を定めることとした。(第二〇条関係)
- 3 指定管理者の指定の基準を定めることとした。(第二一条関係)
- 4 指定管理者の管理の基準を定めることとした。(第二二条、第二四条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県工鉱業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二六号)

- 1 新たに導入された固液界面解析装置の使用料の額を定めることとした。(第二一条関係)
- 2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二七号)

- 1 佐志県営住宅(唐津市)を廃止することとした。(別表第一関係)
- 2 有料駐車場の使用料の月額を改定することとした。(別表第三関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第二八号)

- 1 退職手当の調整額に係る職員の区分の一部を改めることとした。(別表関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(規則第二九号)

- 1 次に掲げる市及び一部事務組合から知事が受託している公平委員会の事務

の受託を廃止することに伴い、知事から佐賀県人事委員会への事務の委任を廃止することとした。

- (1) 佐賀市
 - (2) 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合
 - (3) 佐賀県市町村職員退職手当組合
 - (4) 佐賀県自治会館組合
 - (5) 佐賀県市町村交通災害共済組合
 - (6) 佐賀県市町村議会議員公務災害補償等組合
 - (7) 佐賀県市町村非常勤職員公務災害補償等組合
- 2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県消防学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十九号

佐賀県消防学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県消防学校管理規則(昭和五十三年佐賀県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長は、校長が専決することができる事務のうち、校長が定めるものを専決することができる。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県自治修習所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十号

佐賀県自治修習所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県自治修習所設置規則(昭和五十四年佐賀県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 課長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十一号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則(平成十八年佐賀県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十九号中「地域保健福祉協議会」を「地域医療協議会」に改める。

第四条第七項中「技術吏員である副所長(保健監)」を「副所長(保健監又は福祉監)」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第十四号の(注)中「精神障害法第34条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2」に改める。

様式第三十二号中「~~...~~」を「~~...~~」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十三号

佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則

佐賀県立虹の松原学園組織規則(昭和三十二年佐賀県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の総務課の事務分掌の第六号中「学籍簿及び」を削り、同条の指導課の事務分掌中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十四号

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。
様式第二十八号中「療養学校」を「特別支援学校」に、「特別学級」を「特別支援学級」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十五号

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則

佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和五十八年佐賀県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の相談課の分掌事務中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、同条の判定課の分掌事務中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 知的障害者に係る相談等に関すること。

五 身体障害者に係る相談及び身体障害者更生援護施設入所措置の調整に関すること。

六 療育手帳の交付及び返還に関すること。

第四条の療育課の分掌事務中第五号を削る。

第五条第三項を次のように改める。

3 相談課に児童福祉司を、判定課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置く。

第二十条から第二十五条までを次のように改める。

(申請の方法)

第二十条 佐賀県総合福祉センター設置条例(昭和五十七年佐賀県条例第二十五号。以下「条例」という。)第三条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 法人にあつては、法人登記簿の謄本

三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類

四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第二十一条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

一 体育館の設置目的の確実な実施が見込まれること。

二 体育館の施設の平等利用が確保されること。

三 前条第一号の事業計画書の内容が、体育館の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(開館時間)

第二十二条 条例第三条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち体育館の開館時間は、一日につき午前九時から午後九時までを含む十二時間以上とする。

(休館日)

第二十三条 管理の基準のうち体育館の休館日は、十二月二十九日から翌年の

一月三日までの日を除き、一週間につき一日を限度とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第二十四条 管理の基準のうち指定管理者が体育館の施設の利用を許可しない

ことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 体育館の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合

二 体育館の秩序を乱すおそれがある場合

三 体育館の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が体育館の施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 利用許可申請書の内容に偽りがあつた場合

二 利用の許可を受けた者が、指定管理者の承認を受けずに利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により体育館の施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十五条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を

知事に提出しなければならない。

一 体育館の管理の業務に関する事業報告書

二 決算に関する事項

第二十六条及び第二十七条を削り、第二十八条を第二十六条とし、第二十九条を第二十七条とし、第三十条を第二十八条とする。

様式第三号を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県総合福祉センター管理規則の規定にかかわらず、勤労身体障害者教養文化体育館の管理については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十六号

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の使用料の表中

「	(2)	モデリングマシン	一時間	三、二五〇円	」
「	(2)	モデリングマシン	一時間	三、二五〇円	」
「	(23)	固液界面解析装置	一件	一、〇一〇円	」

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十七号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則(平成九年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

西 唐 津 県営住宅	”
佐 志 県営住宅	”

西 唐 津 県営住宅	”
------------	---

別表第三の昭栄県営住宅駐車場の項中「2,400円」を「2,200円」に改め、同表の城西県営住宅駐車場の項中「2,000円」を「1,900円」に改め、同表の兵庫県営住宅駐車場の項中「2,400円」を「2,100円」に改め、同表の築山県営住宅駐車場の項中「3,300円」を「3,100円」に改め、同表の築山県営住宅駐車場の項中「3,300円」を「3,000円」に改め、同表の和多田県営住宅駐車場の項中「1,900円」を「1,700円」に改め、

様式第四号の欄中

「飼育してはいけません」
 「飼育してはいけません。近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因にもなります。」
 なお、悪質な場合は、住宅の明渡しを請求することがあります
 「表替え」や「表替え、ふすまの張替え」
 「5 その他

上記以外の事項に関しては、佐賀県営住宅条例及び佐賀県
 営住宅条例施行規則に規定する事項を遵守してください。」

「5 駐車場

県営住宅では入居者の方が使用できる駐車区画数が限られており、1戸に1区画が原則となります。

6 その他

上記以外の事項に関しては、佐賀県営住宅条例及び佐賀県営住宅条例施行規則に規定する事項を遵守してください。」

様式第七号中

「3 収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)」を

「3 収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)」

4 保険証の写し

様式第七号の欄中

「異動の事実を示す書類(入居世帯の住民票謄本及び異動者の住民票抄本)転入の場合は、収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)」

「異動の事実を示す書類(入居世帯の住民票謄本及び異動者の住民票抄本)及び保険証の写し

転入の場合は、収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)」

様式第九号中

「3 連帯保証人の連署した請書」を

「3 連帯保証人の連署した請書」

4 保険証の写し

様式第十号の欄中

様式第10号 (第11条関係)

年 月 日

収 入 申 告 書

佐賀県知事 様

県営住宅

棟 号室

入居者名
電話番号

私及び同居親族の前年（ 年 月 日から 年 月 日まで）の収入並びに別居の扶養親族について、証明書添付のうえ次のとおり申告します。

削 除	入居者番号	続柄	氏 名	性別	生 年 月 日	同居 別居	勤務先名称(漢字) 勤務先電話番号		控 除		障 害 の 等 級	年 間 収 入	年 間 所 得	区 分	異 動 異動年月日	備 考
							寡 婦 寡 夫	障 害 者 特 別 普 通								
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	

※単身入居されている方は、緊急連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏 名	続柄	電 話 番 号	住 所

様式第十九号を次のように改める。

様式第19号 (第19条関係)

年 月 日

収 入 報 告 書

佐賀県知事 様

県営住宅

棟 号室

入居者名
電話番号

私及び同居親族の前年（ 年 月 日から 年 月 日まで）の収入並びに別居の扶養親族について、証明書添付のうえ次のとおり報告します。

削 除	入居者番号	続柄	氏 名	性別	生 年 月 日	同居 別居	勤務先名称(漢字) 勤務先電話番号		控 除		障 害 の 等 級	年 間 収 入	年 間 所 得	区 分	異 動 異動年月日	備 考
							寡 婦 寡 夫	障 害 者 特 別 普 通	年 月 日	年 月 日						
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	
				1男 2女	年 月 日	0同 1別						円	円		年 月 日	

※単身入居されている方は、緊急連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏 名	続柄	電 話 番 号	住 所

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第二十八号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和五十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表のイの表の第七号区分の項第二号中「三級から五級まで」を「三級であつたものうち別に知事が定めるもの又は四級若しくは五級」に改める。

別表のロの表の第二号区分の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 平成十八年四月以後の県職員給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたものうち別に知事が定めるもの

別表のロの表の第五号区分の項第五号中「七級であつたもの」の下に「第二号区分の項第五号、」を加え、同表の第七号区分の項第二号中「三級又は四級」を「三級であつたものうち別に知事が定めるもの又は四級」に改める。

様式第一号の裏を次のように改める。

(裏)

退職手当計算書

勤続期間	前歴期間	年 月 日	年 月	年 月
	職員となつた年月日	年 月 日	年 月	
	退職した年月日	年 月 日	年 月	
	除算すべき期間			年 月
	退職手当の基礎となる勤続期間			年 月
給料月額	給料(職級号給)			円
	調整額(調整数 定額 円)			円
				円
	計 A			円
定年前早期退職の特例適用の場合	定年年齢 歳	退職年度末の年齢 歳		
	$A \times \left(1 + \frac{2}{100} \times \text{残年数(年)} \right) A$			円
適用条項	3条、4条、5条適用(該当するものを○で囲むこと。)			
退職手当の基本額	算式		支給率	額
	年以上 年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$	月分	円
	年以上 年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$.	円
	年以上 年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$.	円
	年以上 年以下	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$.	円
	年以上	$A \times \frac{\quad}{100} \times \text{年}$.	円
	期間別計 B		.	円
	附則第30項又は昭和48年条例附則該当(B×1.04)		.	円
	第3条第2項該当 (B× $\frac{\quad}{100}$)		.	円
	第5条の2該当 特定減額前給料月額 円		.	円
	退職日給料月額(A) 円		.	円
	第6条の2による調整(有・無)			円
	退職手当の基本額 C			円
調整額	区分	期間	額	退職手当の調整額 D
	号 円	月	円	円
	号 円	月	円	
	号 円	月	円	
	号 円	月	円	
第6条の5第1項該当 (A×扶養手当(円)× $\frac{\quad}{100}$)				円
退職手当額 C+D				円
平成18年条例附則第2条該当				円
平成18年条例附則第3条該当				円
退職手当裁定額				円

様式第二十三号の三中「佐賀県規則」を「基礎佐賀県規則」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第二十九号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、第十八号を削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十七号とし、第二十二号から第二十九号までを四号ずつ繰り上げ、第三十号及び第三十一号を削り、第三十二号を第二十六号とし、第三十三号から第四十一号までを六号ずつ繰り上げ、第四十二号を削り、第四十三号を第三十六号とし、第四十四号から第四十七号までを七号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。